平成２５年（フ）第１３３号
富山県中新川郡舟橋村舟橋1124番地
破産者　橋森　悦子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７４号
石川県加賀市作見町ニ４番地５、住民票上の住所金沢市福久町へ36番地３、従前の住所石川県加賀市山代温泉山背台１丁目19番地１
破産者　酒井　弘樹（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目３番地
破産者　ひまわりチェーン内灘店生鮮館ジロベエこと　山本　　納
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５３６号
静岡市駿河区馬渕１丁目５番16号
破産者　原田　辰夫
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１号
愛知県一宮市中町２丁目７番１―103号　パークメゾン野村105号、従前の住所愛知県一宮市中町２丁目１番５号　シャトーレ中町403号
破産者　服部　隆宏
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７３号
愛知県豊橋市新栄町字汐焼11　レオパレスベルタＢ204号室、住民票上の住所愛知県豊橋市川崎町348番地
破産者　中鉢　哲也
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３５号
和歌山県田辺市末広町14番23―301号、破産手続開始決定時の住所和歌山県田辺市朝日ヶ丘19番９号
破産者　小松板金こと　小松富士夫
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第８号
和歌山県日高郡日高川町大字滝頭229番地
破産者　寒川　清生
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第１４２号
鳥取県鳥取市湖山町北４丁目407番地
破産者　山根　隆義
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
愛媛県新居浜市光明寺１丁目甲589番地の１
破産者　塩尻　　明
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５９１号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3760番地１
破産者　江口いち子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４号
富山県下新川郡朝日町荒川457番地
破産者　込尾商店こと　込尾　　博
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２８号
岩手県一関市千厩町千厩字北方11番地11、旧住所岩手県宮古市宮町２丁目３番３号
破産者　早野富士子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第２９号
岩手県宮古市黒森町４番10―８号
破産者　早野　克也
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第４７号
山梨県南アルプス市野牛島2558番地３　県営団地１―404号
破産者　小田切盛美
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０７号
静岡県三島市川原ケ谷145番地の17　タウニィ野村Ｇ―103、破産手続開始時の住所静岡県三島市・西旭ケ丘町・4018番地の95
破産者　今　　忠英
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
兵庫県姫路市車崎１丁目２番３―203号　エバーグリーン今宿
破産者　山下　源三
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８２号
北海道上磯郡木古内町字鶴岡57番地の22
破産者　工藤　　亨
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所